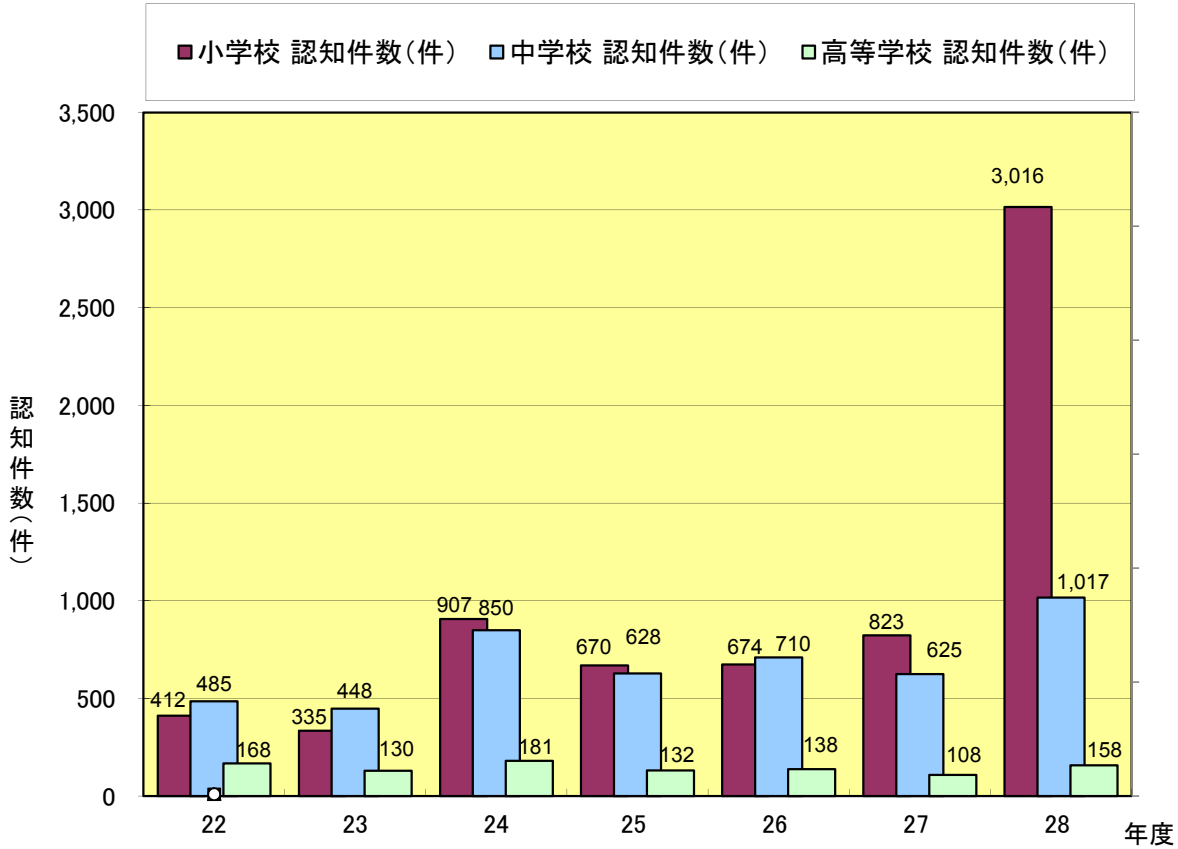


平成28年度 いじめの状況について  
(県内国公立・小中高特別支援学校)

心の支援課

訂正版

1 校種別認知件数



年度		22	23	24	25	26	27	28
小学校	認知件数(件)	412	335	907	670	674	823	3,016
	前年度増減(件)	1	▲ 77	572	▲ 237	4	149	2,193
中学校	認知件数(件)	485	448	850	628	710	625	1,017
	前年度増減	▲ 19	▲ 37	402	▲ 222	82	▲ 85	392
高等学校	認知件数(件)	168	130	181	132	138	108	158
	前年度増減(件)	30	▲ 38	51	▲ 49	6	▲ 30	50
特別支援学校	認知件数(件)	2	1	22	25	23	11	23
	前年度増減(件)	0	▲ 1	21	3	▲ 2	▲ 12	12
合計	認知件数(件)	1,067	914	1,960	1,455	1,545	1,567	4,214
	前年度増減(件)	12	▲ 153	1,046	▲ 505	90	22	2,647

- (注) 1 調査名：文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。  
 3 平成28年度調査対象校：県内国公立 小中高特別支援学校計715校

・本年度より新たに「けんかやふざけ合い」も、児童生徒の感じる被害性に着目し、認知することとなった。このことにより、心身の発達段階で友人との遊びや学習活動の中で衝突を繰り返し、折り合いをつけていくことを体験することの多い小学校での認知件数が大きく増加した。  
 ・国公立の小中学校におけるいじめの認知件数は、小学校3,016件(前年度比2,193件増)、中学校1,017件(前年度比392件増)、高等学校158件(前年度50件増)、特別支援学校23件(前年度比12件増)である。

## 2 いじめ発見のきっかけ

〔単位:件、%〕

区 分	件数	構成比%	
		県	国
本人からの訴え	1,234	29.3	18.1
アンケート調査などの学校の取組により発見	1,201	28.5	51.6
学級担任が発見	684	16.2	11.6
本人の保護者からの訴え	567	13.5	10.6
他の児童生徒からの情報	265	6.3	3.3
学級担任以外の教職員が発見	131	3.1	2.3
他の保護者からの情報	98	2.3	1.6
養護教諭が発見	22	0.5	0.4
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	3	0.1	0.2
地域の住民からの情報	3	0.1	0.1
学校以外の関係機関からの情報	2	0.0	0.2
その他(匿名による投書など)	4	0.1	0.1
計	4,214	100.0	100.0

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。  
 国の構成比(計)は計算処理上では100.1%になる。

## 3 いじめの現在の状況

〔単位:件、%〕

区 分	件数	構成比%	
		県	国
解消しているもの*	3,872	91.9	90.6
解消に向けて取り組み中	332	7.9	9.1
その他	10	0.2	0.3
計	4,214	100.0	100.0

\* 解消しているもの…3ヶ月を目安とした相当期間いじめの行為が止んでいる状態

- ・いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」29.3%、「アンケート調査など学校の取組により発見」28.5%、「学級担任が発見」16.2%の順に多い。
- ・いじめの現在の状況では「解消しているもの」(3ヶ月を目安とした相当期間いじめの行為が止んでいる状態)は91.9%である。

## 4 現状と取組の方向性

## (1) 現状

- ・いじめの認知件数は、すべての校種において増加
- ・全体では前年度と比較して2.7倍増加

## (2) 取組の方向性

## ① いじめが起きにくい・いじめを許さない集団づくり(未然防止・早期発見)

- ・「人権教育推進プラン」(平成23年3月)を基本に据えた学校づくり
- ・自らを大切に思う気持ち、他者を思いやる心を育むための人権教育、道徳教育の充実
- ・児童会・生徒会活動等による児童生徒の自主的・主体的取組の推進
- ・インターネット利用における情報モラル教育や児童生徒による自主的なルールづくりの推進

## ② いじめが重大な事態に発展することを防ぐ

- ・積極的ないじめの認知と、組織による適切な対応を継続
  - ※重大な事態に発展しないよう、すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」における「いじめの定義」を再確認し、軽微ないじめであっても積極的に把握し、初期対応に心がける。
  - ※学級担任制を基本とする小学校では、職員同士が気軽に相談し合える雰囲気を作るとともに、授業や清掃、休み時間などに複数の目で子どもたちを見守る校内体制の整備を積極的に推進
- ・悩みを気軽に相談できる校内相談体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実
- ・定期的なアンケート調査や個人面談、生活記録等の実効性のある取組の推進
- ・学校や地域の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」の改正、児童生徒・保護者・地域への周知、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応
- ・いじめの「重大事態」が疑われるときは、「いじめの重大事態のガイドライン」(平成29年3月文科省)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月文科省)に基づく適切な対応
- ・被害(加害)児童生徒及びその保護者に対するきめ細やかな支援(指導・助言)